

【13】卓球競技

1 期 日 2019年8月24日（土）～25日（日）2日間

種 別	8月24日（土）	8月25日（日）
成年男子	リーグ戦2試合 13:30～	リーグ戦3試合 9:00～
少年女子		
少年男子		

2 会 場 シンダーアリーナ（五條市上野公園総合体育館）

〒637-0073 奈良県五條市上野町 246 Tel 0747-24-2549

（JR「大和二見駅」下車 徒歩 25 分 京奈和自動車道「五条西インター」より 5 分）

3 種別及び参加人員

種 別	本大会出場府県数	監 督	選 手	参加府県数	小 計	合 計
成年男子	2	1	3	6	24	72
少年女子	2	1	3	6	24	
少年男子	4	1	3	6	24	

4 競技上の規定及び方法

- （1）競技規則は、現行の日本卓球ルールによる。（11 本 5 ゲームスマッチ タイムアウト制採用）
- （2）各府県総当たりリーグ戦による。
- （3）試合方法

各種目ともに 3 名の選手からなる。世界選手権方式（5 シングルスで試合を行う。）
但し外国籍選手は C または Z のみに出場できるものとする。

A B C チーム	1. A	2. B	3. C	4. A	5. B
X Y Z チーム	1. X	2. Y	3. Z	4. Y	5. X

- （4）使用球は公益財団法人日本卓球協会指定球 40mm（白球プラスチック）とする。
- （5）競技服装は、所属するチームの名称・マークのあるものは使用できない。
但しユニフォーム、ゼッケン等は近畿ブロックの申し合わせにより適用外とする。
- （6）リーグ戦については、成年男子・少年男子は第 73 回、少年女子は第 72 回大会の成績に基づき、試合順序は競技プログラム記載の競技日程のとおり行う。

5 参加資格・所属都道府県及び選手の年齢基準

① 参加資格

- （ア）日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち、次の者については日本国籍を有しない者であっても成年又は少年の種別に参加することができる。
 - （1）出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者。
 - （2）学校教育法第 1 条に定める学校に在籍する学生及び生徒。但し出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生（主に高校生）及び家族滞在（中学 3 年生）については、大会実施要項が定める参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。
また、留学生（主に大学生）については、参加できない。
 - （3）参加しようとする当該以前に前号（2）の規定に該当していた者。
- （イ）各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体長と体育・スポーツ協会が代表として認め、選抜した者であること。
- （ウ）第 72 回大会又は第 73 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 72 回大会又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

- (1) 平成 30 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- (2) 結婚及び離婚に係る者
- (3) ふるさと選手制度を活用する者（成年種別：「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
- (4) 一家転住に係る者（少年種別：「一家転住」に伴う特例措置の考え方による。）
- (5) JOCエリートアカデミーに在籍する場合（少年種別：別記2「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」による。）
- (エ) 選手及び監督の兼任は同一種目に限る。
- (オ) 前記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (1) 参加選手は冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
 - (2) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
 - (3) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
 - (4) ドーピング・コントロール検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
- (カ) 監督は以下の何れかの有資格者とする。また同時に、公認審判員以上の審判員資格を有していること。
 - (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本卓球協会認定・コーチ 4 資格を有する者
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本卓球協会認定・コーチ 3 資格を有する者
 - (3) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本卓球協会認定・コーチ 2 資格を有する者

② 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが所属する都道府県から選択することができる。

〈成年種別〉

- (ア) 居住地を示す現住所（現住所とは住民登録がなされ、日常生活をしている所を指す。）
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（国民体育大会ふるさと選手制度による。）
- （注）別記「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- ※大学生の場合にあっては、居住地を示す現住所またはふるさとの何れかを選ぶことができる。但し、ふるさとの場合「国民体育大会ふるさと選手制度」による。

〈少年種別〉

- (ア) 居住地を示す現住所（現住所とは住民登録がなされ、日常生活をしている所を指す。）
- (イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記 3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」に定める小学校所在地。
- ※上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」「勤務地」「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」の何れかから参加する場合は 2019 年 4 月 30 日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務または通学していなければならない。
- 但し、次の者はこの限りではない。

〈成年種別〉

- a トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- b 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加の特例措置」の適用を受ける場合

〈少年種別〉

- a 「一家転住」した場合
- b 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- c 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加の特例措置」の適用を受ける場合

③ 選手の年齢基準

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成 13 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者とする。（中学 3 年生を含む。）

- ④ 前記の各事項に疑義のあるときは、公益財団法人日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、公益財団法人日本スポーツ協会が可否を決定する。

6 都道府県代表選手の選考について

- (1) 都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。

但し、事情により都道府県大会を実施できない場合、あるいは都道府県大会に参加できない場合には、下記(ア)(イ)の選考方法が認められる。

尚、やむを得ない事情により都道府県大会を実施できない場合は事前にその事情について公益財団法人日本卓球協会と協議し、了承を得ておくこと。(ここで、都道府県大会等とは国体予選会、都道府県選手権、その他予め指定した競技会、都道府県内ランキングなどを指す。)また、選手が都道府県大会等に参加できない場合とは具体的にどのような場合のことを指すのか、事前に公益財団法人日本卓球協会の了承を得た上で、周知すること。(ここで「参加できない場合」とは具体的に全国大会出場、日本リーグ出場、学生リーグ出場、海外遠征、ナショナルチーム強化合宿参加などをいう。)

- (ア) 選考基準を事前に周知徹底しておくことを条件に、どの選手をどのような手順で代表とするかについて、代表選手選考方法は都道府県に任される。

- (イ) ブロック大会を実施する種別で、当該都道府県がブロック大会を勝ち抜いた場合、ブロック大会に実際参加した者に変えて、本大会には他の者を参加させることができるが、この場合その者が当該都道府県大会の同一種目に「参加」していることを条件とする。

尚、ここでいう「参加」には「当該都道府県が予め公益財団法人日本卓球協会に対して了承を得た選手選考方法により選出した者」の意味を含むものとする。

- (ウ) トップアスリートの特例処置を別記1のように定める。

- (2) 大会参加申込選手が当該府県の予選会に参加し、これを通過した者であることを証する競技記録の記載されたプログラムを大会参加申込書に添付すること。

尚、府県予選会の実施ができず、推薦で選手を代表に選んだ場合、又は府県予選会に参加しなかった者を推薦で代表に選んだ場合、このことに関する公益財団法人日本卓球協会の承認文書を大会申込書に添付すること。

※参考 予選会免除対象大会(日本卓球協会要項、第74回国民体育大会(卓球競技)より抜粋)

- ・第19回アジア競技大会卓球競技
- ・2019年世界卓球選手権大会
- ・2019年アジアジュニア卓球選手権大会

7 参加上の注意

- (1) 申し込み締め切り後の変更は認めない。但し疾病、事故等の特別な場合には所定の文書により申し出を受け、審査の上、決定する。

- (2) 変更の申し出は監督会議までとする。各府県の体育協会に届け出、許可を得ること。ただし、選手の変更は参加申込書に記載された予備登録選手に限る。

8 開始式

日 時 2019年8月24日(土) 13時00分～13時20分
会 場 五條市上野公園総合体育館

9 監督会議

日 時 2019年8月24日(土) 11時30分～
会 場 五條市上野公園総合体育館

別記1【トップアスリートの大会参加資格の特例処置】

我が国の競技力向上を支援する観点により、一定の競技力を有する選手に対して「トップアスリ

ートの国民体育大会参加資格の特例処置」を定める。

1 本特例の対象となる選手は下記の条件のいずれかを満たす者とする。

ア 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会に参加した者

イ 大会開催年の4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、公益財団法人日本卓球協会が本特例の対象として認めた者

(1) JOCアスリートプログラム強化指定選手

(2) 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の選手(2019年度より廃止)

(3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

*強化指定ランクについては、各競技における全日本卓球選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手は、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただしブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件のいずれも満たすものとする。

① 当該大会開催年の4月30日以前(冬季大会はこの前年同日)から大会終了時まで引き続き、住民票又は外国人登録原表記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること。

2 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること。

3 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること。

4 当該住居に主要な家財道具が存すること。

② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件のいずれも満たすものとする。

① 当該大会開催年の4月30日以前(冬季大会はこの前年同日)から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)1)-③の通りとする。

4 特例の適用に係る手続き

1) 正式競技実施中央団体は、当該大会開催年の4月30日(冬季大会は前年10月31日)現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

2) 公益財団法人日本スポーツ協会は「国民体育大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。

3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5 その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民体育大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成 24 年 12 月 15 日に制定し、第 68 回本大会より施行する。

別記 2 【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記（２）～（４）の特例を適用する。

（１）対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者。

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者。または同アカデミーに在籍する者。

（２）少年種別年齢域の選手の所属都道府県

（１）アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「（ア）居住地を示す現住所」、（イ）学校教育法第 1 条に規定する学校所在地」、「（ウ）勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。なお同アカデミーへの入校時において小学生であった場合は、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

（３）成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

（１）イに定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」（２）に定める卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合は、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

（４）国内移動選手の制限に係る例外適用

（１）アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第 3 項 - （１）１） - ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

（注）（１）イに定めた成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第 3 項 - （１）１） - ③（国内移動選手の制限）の規定により取り扱うものとする。